

令和 8 年 3 月 3 日  
文教・福祉常任委員会資料  
教育部教育総務課

## 第 2 次教育振興基本計画の第 1 回中間見直しの最終案について

この度、教育委員会や文教・福祉常任委員会、宇治市第 6 次総合計画第 2 期中期計画策定における議論を踏まえて第 2 次宇治市教育振興基本計画（第 2 期）の最終案を作成しましたので報告します。

### 資料

- 資料 1 第 2 次宇治市教育振興基本計画の中間見直し
- 資料 2 第 3 章学び・教育プラン（目標値抜粋）施策 2
- 資料 3 第 2 次宇治市教育振興基本計画（第 2 期）（最終案）

## 第 2 次宇治市教育振興基本計画の中間見直し

ページ数	見直し前	見直し後（案）
4	<p><b>第 1 章 計画の基本事項</b></p> <p><b>3 計画構成と計画期間</b></p> <p>◎教育ビジョン</p> <p>市の教育行政の「教育理念」「目指す人間像」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示します。</p> <hr/> <p>期間は 12 年間（2022（令和 4）年度～2033（令和 15）年度）。</p> <p>※期間中の見直しあり</p>	<p><b>第 1 章 計画の基本事項</b></p> <p><b>3 計画構成と計画期間</b></p> <p>◎教育ビジョン</p> <p>市の教育行政の「教育理念」「目指す人間像」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示し、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 で定める「大綱」として位置付けます。</u>期間は 12 年間（2022（令和 4）年度～2033（令和 15）年度）。</p> <p>※期間中の見直しあり</p>
8	<p><b>4 計画策定の背景</b></p> <p><b>3 本市の教育施策の動向</b></p> <p>（人口の将来動向）</p> <p><u>2021（令和 3）年 4 月 1 日現在、京都府内第 2 位の人口規模である本市の人口は 184,432 人、世帯数は 84,818 世帯です。2013（平成 25）年に比べると、人口で 7,756 人減少（年平均約 970 人）</u>しましたが、世帯数では <u>3,859 世帯増加（年平均約 480 世帯）</u> しています。</p> <p>人口の年齢構成をみると、いわゆる、団塊の世代とそのジュニア世代を含む <u>45～54 歳と 70～74 歳が多くなっています</u>。また、40 歳代以上では女性が多くなっています。年齢 3 区分割合をみると、年少人口（14 歳以下）<u>12.1%</u>、生産年齢人口（15～64 歳）<u>58.3%</u>、老年人口（65 歳以上）<u>29.6%</u></p>	<p><b>4 計画策定の背景</b></p> <p><b>3 本市の教育施策の動向</b></p> <p>（人口の将来動向）</p> <p><u>2025（令和 7）年 4 月 1 日現在、京都府内第 2 位の人口規模である本市の人口は 178,893 人、世帯数は 86,236 世帯です。2021（令和 3）年に比べると、人口で 5,539 人減少（年平均約 1,380 人減少）</u>しましたが、世帯数では <u>1,418 世帯増加（年平均約 350 世帯増加）</u> しています。</p> <p>人口の年齢構成をみると、いわゆる、団塊の世代とそのジュニア世代を含む <u>50～54 歳と 75～79 歳が多くなっています</u>。また、40 歳代以上では女性が多くなっています。年齢 3 区分割合をみると、年少人口（14 歳以下）<u>11.0%</u>、生産年齢人口（15～64 歳）<u>58.6%</u>、老年人口（65 歳以上）<u>30.4%</u></p>

	<p>であり、少子高齢化が進行しています。また、世帯あたり人数は <u>2.17</u> 人に減少し、家族規模の縮小が進んでいます。</p> <p>〔性別・年齢別の人口構造〕（略）</p> <p>市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」の推計では、人口はゆるやかに減少し、その中で少子高齢化がさらに進むと想定しており、<u>この前提に立ったまちづくりを進めていく必要があります。</u></p> <p>〔第6総合計画の人口推計〕（略）</p>	<p>であり、少子高齢化が進行しています。また、世帯あたり人数は <u>2.07</u> 人に減少し、家族規模の縮小が進んでいます。</p> <p>〔性別・年齢別の人口構造〕（略）</p> <p>市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」の推計では、人口はゆるやかに減少し、その中で少子高齢化がさらに進むと想定しております</p> <p>_____。</p> <p>〔第6総合計画の人口推計〕（略）</p>
10	<p>近年の児童生徒数は、複数の学年が単学級となる学校があるなど、全体としては <u>1975（昭和50）年代後半のピーク時の約50%</u> _____ まで減少しています。</p>	<p>近年の児童生徒数は、複数の学年が単学級となる学校があるなど、全体としては <u>1984（昭和59）年</u> _____ のピーク時と比べ、<u>現在の児童生徒数は半数を下回る水準まで減少</u> しています。</p>

## 第 3 章 学び・教育プラン（目標値抜粋）

### 施策 2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

#### ●目標値

	現状値 2024(令和 6)年度	目標値 2029(令和 11)年度
人権意識の定着割合 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 6 : 96.3% 中 3 : 95.3%	小 6 : 100% 中 3 : 100%
自己存在感の涵養割合 「自分によいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 6 : 84.1% 中 3 : 83.6%	小 6 : 90% 中 3 : 90%
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画作成率 (市状況調査)	74.1%	100%
【新規】幼稚園・保育所・認定こども園等の指導者との合同研修を実施する小学校の割合	31.8%	100%
【新規】就学前施設と連携し、小学校 1 年生のスタートカリキュラムを改訂した小学校の割合	9%	100%
【新規】就学前施設と小学校の子ども達が交流活動を実施した小学校の割合 (施設見学のみを除く)	64%	100%
在籍児童生徒数に占める問題行動を起こした実人数の割合	小学校 : 4.15% 中学校 : 6.52%	小学校 : 4.15%未満 中学校 : 6.52%未満
在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合	小学校 : 1.77% 中学校 : 5.15%	小学校 : 1.77%未満 中学校 : 5.15%未満
在籍児童生徒に占めるいじめ認知実人数の割合	小学校 : 22.56% 中学校 : 3.57%	小学校 : 22.56%未満 中学校 : 3.57%未満

# 第 2 次宇治市教育振興基本計画 (第 2 期)

最終案

# 第1章 計画の基本事項

## 1 計画策定・見直しの趣旨

---

本市では、2014（平成26）年3月に第1次となる「宇治市教育振興基本計画」（計画期間：2014（平成26）年度から2021（令和3）年度）を策定しました。この計画は、市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」（計画期間：2011（平成23）年度から2021（令和3）年度）の教育分野の計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針となるものであり、「家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」を教育理念に掲げ、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進に取り組んできました。また、一人ひとりの多様な生涯学習活動を市民の社会還元力に発展させることを定め、市民の学習の成果を発信し、交流することを促し、学習成果が循環する社会の構築を目指してきました。

こうした「教育振興基本計画」の基本的な考え方を継承し、「宇治市第6次総合計画」（計画期間：2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）で示している教育分野におけるまちづくりの方向をはじめ、国の「第3期教育振興基本計画」及び京都府の「第2期京都府教育振興プラン」の考え方を踏まえ、少子高齢化の進行による人口減少、新型コロナウイルス感染症対策や社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながら、これまで推進してきた「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」の考えも盛り込み、2022（令和4）年3月にこれからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第2次宇治市教育振興基本計画」（計画期間：2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）を策定しました。

このたび、「宇治市第6次総合計画第2期中期計画」の策定にあわせ、令和11年度を新たな目標値として見直し、「第2次宇治市教育振興基本計画（第2期）」といたします。

## 2 計画の位置付け

第2次宇治市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本計画は市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」（計画期間：2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）の教育分野計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針であるとともに、市民、地域（団体）、関係機関、企業など多様な主体が幅広く教育に関わることを促す“羅針盤”の役割を果たすものです。

本計画の見直しにあたっては、教育基本法やこども基本法、国の「第4期教育振興基本計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、教育に関連する諸制度及び本市の関連施策・事業との整合を図っており、さらに、2015（平成27）年国連サミットで採択された、2030（令和12）年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れています。

SDGsは17の目標、169のターゲット、232の指標から構成された国際目標で、各目標は互いにつながっており、先進国を含むすべての国がアクションを起こし、2030（令和12）年までに達成することを目指しており、「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsの17の目標のうち、主に教育に関する目標とされているのが、目標4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」であり、さまざまな教育課題を解決して、すべての人に包括的な質の高い教育を提供することで、持続可能な開発につながると考えられています。



### 3 計画構成と計画期間

#### ◎教育ビジョン

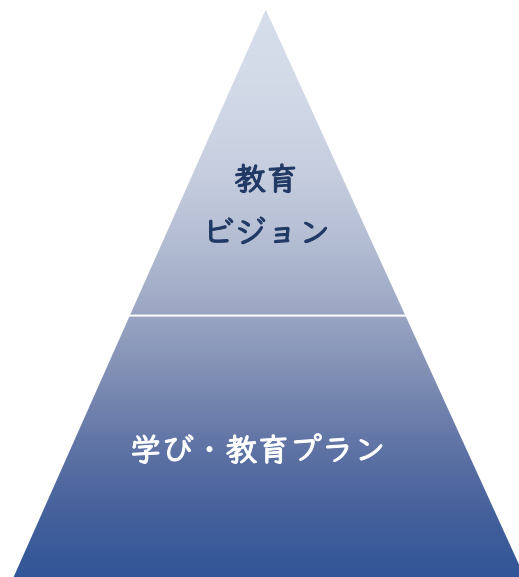
市の教育行政の「教育理念」「目指す人間像」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で定める「大綱」として位置付けます。期間は12年間（2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）。

※期間中の見直しあり

#### ◎学び・教育プラン

教育ビジョンの施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「推進施策と主な取組」「目標値」と、「計画の推進体制」を示します。期間は12年間（2022（令和4）年度～2033（令和15）年度）。

※期間中の見直しあり



### 4 計画策定の背景

#### 1 国の教育政策の動向

国は、教育基本法に則り、10年間（2008（平成20）～2017（平成29）年度）を通じて目指すべき教育の姿を定めるとともに、前期5年間（2008（平成20）～2012（平成24）年度）の「第1期教育振興基本計画」を策定し、第1期計画期間が終了を迎えた2013（平成25）年、「第2期教育振興基本計画」（2013（平成25）～2017（平成29）年度）を策定しました。第2期計画では、産業空洞化や生産年齢人口減少などの深刻な諸課題を解決するためには『自立』『協働』『創造』の3つが理念であり、その実現に向けて一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていく「生涯学習社会」の構築こそ、社会全体のいっそうの発展を実現する基盤であるとしています。

「第3期教育振興基本計画」（2018（平成30）～2022（令和4）年度）では、第2期計画の方向性を継承し、個人と社会の目指すべき姿を「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（個人）」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・

世界)の持続的な成長・発展(社会)」とし、今後の教育政策に関する基本的な方針として、5つの基本的方向性と、成果目標・指標と体系的な方策を示しています。

「第4期教育振興基本計画」(2023(令和5)～2027(令和9)年度)では、コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

#### 【参考】国の「第4期教育振興基本計画」今後の教育政策に関する基本的な方針

(総括的な基本方針・コンセプト)

- 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

- (1) 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

(5つの基本的な方針)

- 本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定める。
  - ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
  - ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
  - ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
  - ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
  - ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 2 京都府の教育施策の動向

京都府教育委員会では、2021(令和3)年3月に今後10年間を見据えた「第2期京都府教育振興プラン」を策定し、長期的な展望に立って京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」

を進めていく指針を示されました。

**【参考】－京都府教育委員会が目指す人間像、そして、そのためにはぐくみたい力とは－**

2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校はかつてない長期の臨時休業を行うこととなり、その後の社会は大きく変容することを求められました。「社会の変化」という言葉がこれほど重みをもったときはありません。

こうした時代であるからこそ、社会がどのように変わろうと、その変化を前向きに受け止められる人。社会の変化にただ流されるのではなく、学んだことを活かして答えのない問いに挑み、自分の力で考え、判断し、主体的に行動できる人。多様な人とつながり支え合いながら、社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく幸せな未来を創り出せる人が、求められています。その人づくりを担う教育もまた、変わっていく必要があります。多様な価値観と多様な学び方が広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義が改めて問われるようになりました。

超スマート社会やグローバル社会への対応として、AIの力を活用する一方で、人間の強みである想定外の事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力を育成することが必要です。現代社会を生き抜いていくための力、社会の担い手として生きる力をはぐくんでいくことは、成年年齢引き下げなどにより、さらに重要度を増しています。

そのためには、多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるICTや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません。また、教員自身が教職生涯を通じて探究心をもって学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身に付けていく必要があるのです。

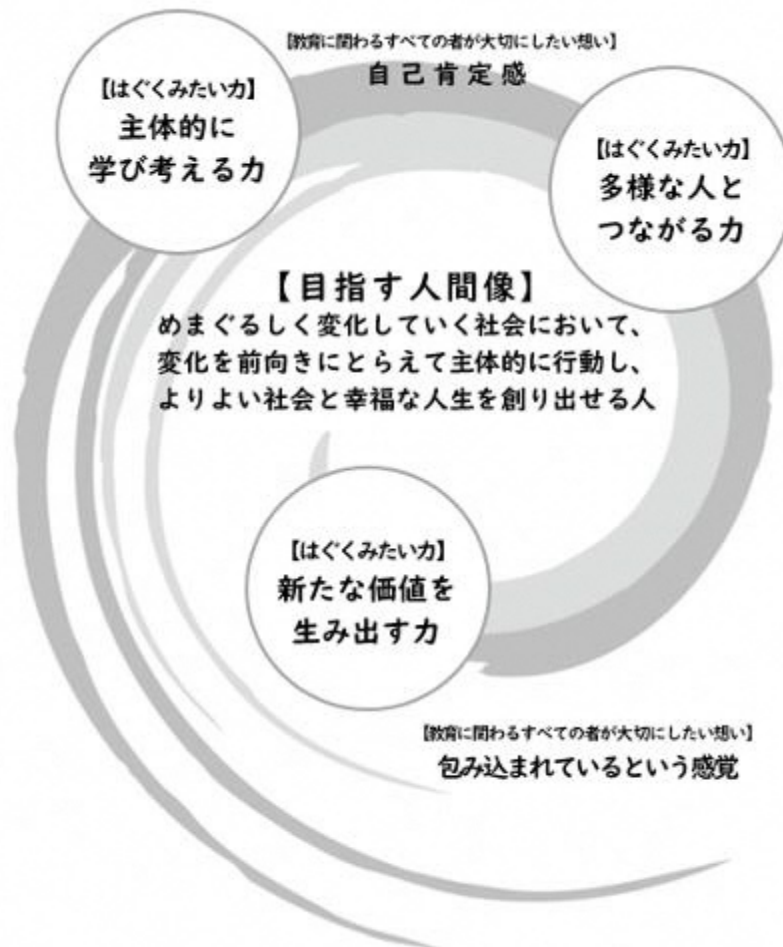
京都府教育委員会では、変化を恐れず前向きに受け止め、人権尊重を基盤とした京都府ならではの学校教育と社会教育とを通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続け、高い志をもって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれる人づくりを進めていきます。

**【参考】第2期京都府教育振興プランの基本理念**

(1) 目指す人間像

めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

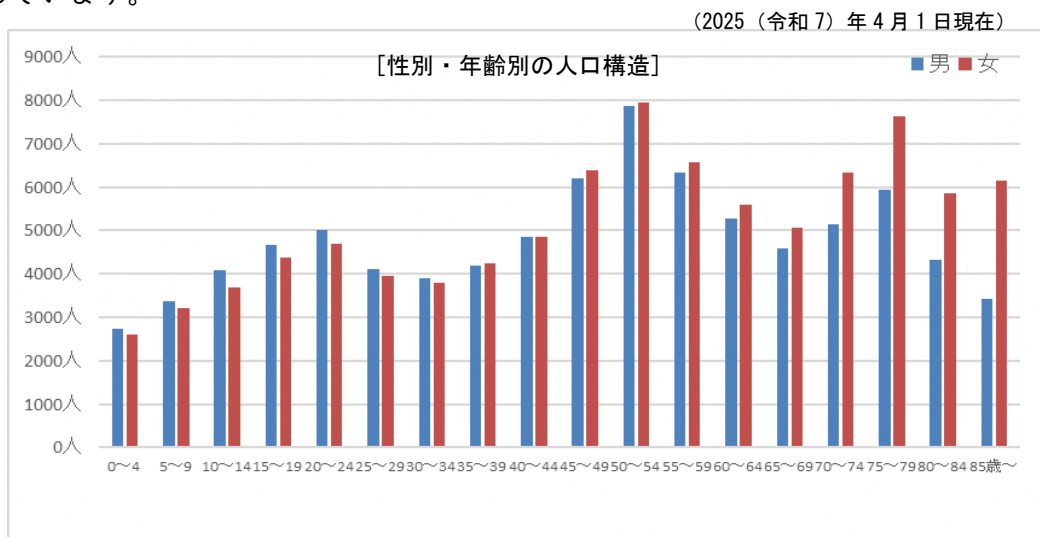
(2) 「目指す人間像」に向けた3つの「はぐくみたい力」



### 3 本市の教育施策の動向 (人口の将来動向)

2025（令和7）年4月1日現在、京都府内第2位の人口規模である本市の人口は178,893人、世帯数は86,236世帯です。2021（令和3）年に比べると、人口で5,539人減少（年平均約1,380人減少）しましたが、世帯数では1,418世帯増加（年平均約350世帯増加）しています。

人口の年齢構成をみると、いわゆる、団塊の世代とそのジュニア世代を含む50～54歳と75～79歳が多くなっています。また、40歳代以上では女性が多くなっています。年齢3区分割合をみると、年少人口（14歳以下）11.0%、生産年齢人口（15～64歳）58.6%、老年人口（65歳以上）30.4%であり、少子高齢化が進行しています。また、世帯あたり人数は2.07人に減少し、家族規模の縮小が進んでいます。



市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」の推計では、人口はゆるやかに減少し、その中で少子高齢化がさらに進むと想定しております。

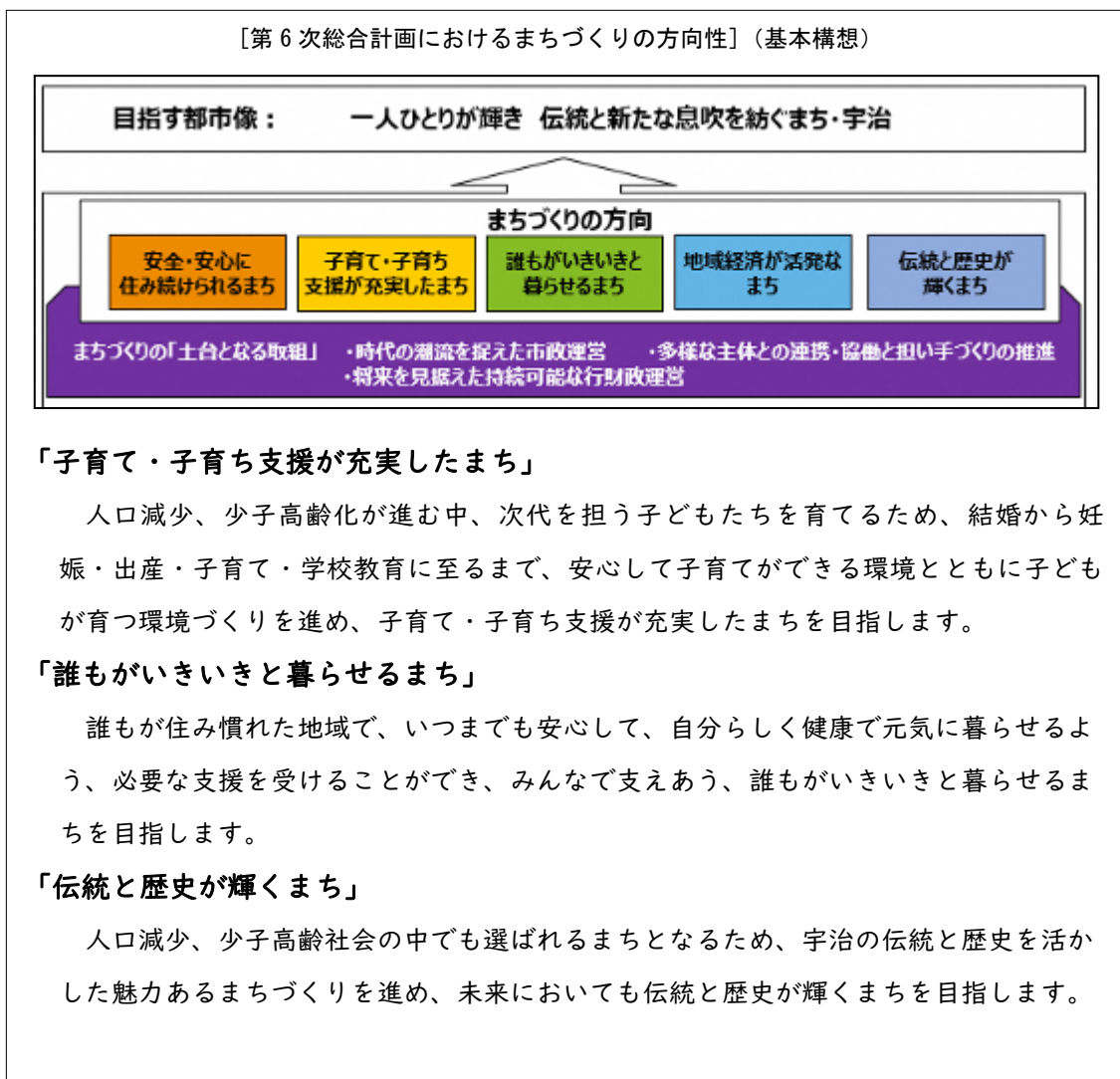
[第6次総合計画の人口推計]

(人)

	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)
65歳以上	54,902	56,255	58,661
15～64歳	98,516	89,917	79,250
0～14歳	17,490	16,377	15,858
合計	170,908	162,549	153,769

## (総合計画での位置付け)

「宇治市第6次総合計画」における目指す都市像は、「一人ひとりが輝き伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」です。個人を尊重しつつ、人と人がつながるまちづくりを進めることにより、市民一人ひとりが輝く社会を構築するとともに、お茶、歴史、文化など、これまで引き継がれてきた宇治の良さを継承しながら、新たなチャレンジを応援することにより、宇治の新たな魅力を創出し、これまで以上に誇りと愛着を感じることでできる宇治のまちを創造します。この目指す都市像の実現に向けて、本計画に関連するまちづくりの方向として「子育て・子育て支援が充実したまち」「誰もがいきいきと暮らせるまち」「伝統と歴史が輝くまち」が掲げられています。



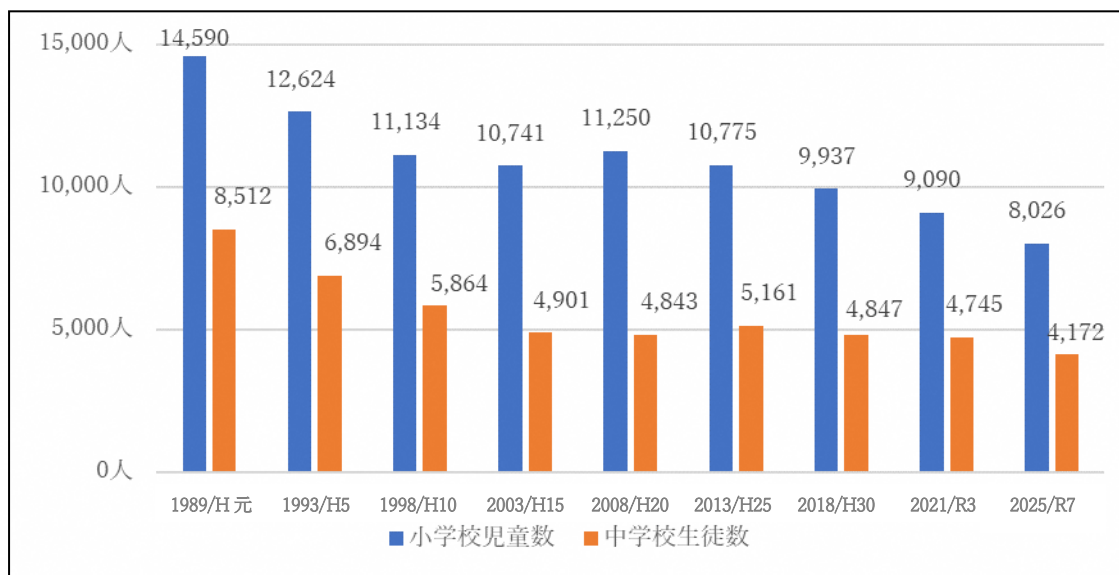
## 5 本市の教育を取り巻く状況

### 1 市立小・中学校・幼稚園数、児童生徒・園児数

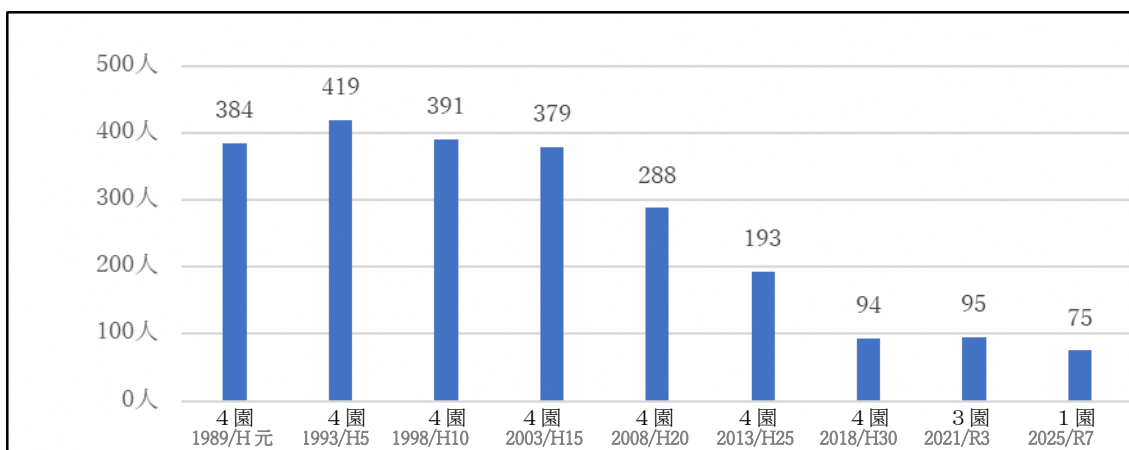
2025（令和7）年5月1日現在、市立小学校22校、市立中学校10校、市立幼稚園1園を設置しています。

近年の児童生徒数は、複数の学年が単学級となる学校があるなど、全体としては1984（昭和59）年のピーク時と比べ、現在の児童生徒数は半数を下回る水準まで減少しています。

[市立小・中学校 在籍児童生徒数の推移]



[市立幼稚園 在籍園児数の推移]



（各年5月1日現在）

## 2 近年の動向

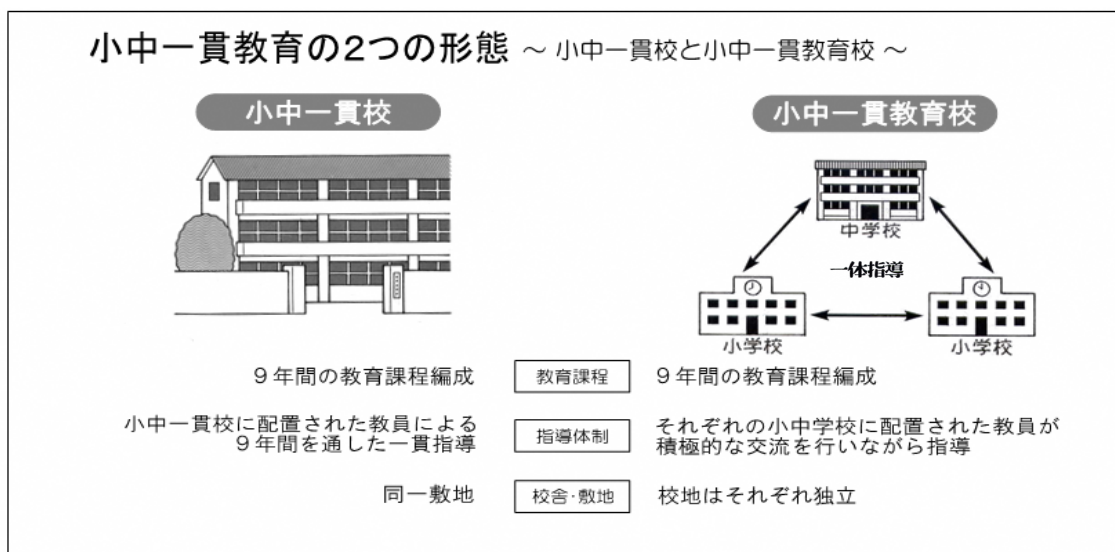
教育委員会では、1965(昭和 40)～1975 (昭和 50) 年代にかけて、児童生徒数の大幅な増加に対応するため学校を設置してきました。

その後、児童生徒数が減少に転じたことから、1997 (平成 9) 年から教育委員会で小規模校をはじめとする学校規模の適正化などの検討を行ってきました。

そして、2007 (平成 19) 年より、少子化と教育環境の変化に対応する新しい教育システムの構築と学校規模などの適正化に取り組み、2012 (平成 24) 年度から“小中一貫教育を中核に据えた宇治市独自の教育システム”を本格的にスタートさせました。

また、学校施設については、築後 30 年以上経過しているものが全体の 8 割を超え、今後の改修や改築の実施にあたっては、厳しい財政状況下で、より効果的・計画的な実施が求められる中、「宇治市学校施設長寿命化計画」に基づき進めていきます。

## 3 本市独自の教育システム（小中一貫教育）について



本市の小中一貫教育の形態は2つに分かれます。1つは小・中学校の施設・組織・運営を一体化した「小中一貫校」(図の左)であり、2012(平成24)年度に本市初の小中一貫校「宇治黄檗学園」を設置しました。そして、2026(令和8)年度に本市2校目の小中一貫校(宇治西小倉学園)を設置します。もう1つは、小・中学校の施設がそれぞれ独立しながら教育目標や教育課程などの統一を図り、「1つの学校」として機能する「小中一貫教育校」(図の右)です。具体的には、市全域を中学校ブロックに区分し、すべての中学校ブロックに小中一貫教育ラーニングコーディネーターを配置するほか、学校司書、AET(英語指導助手)の配置など充実を図り、各ブロックの特色を最大限にいかした小中一貫教育を進めるとい

ものです。

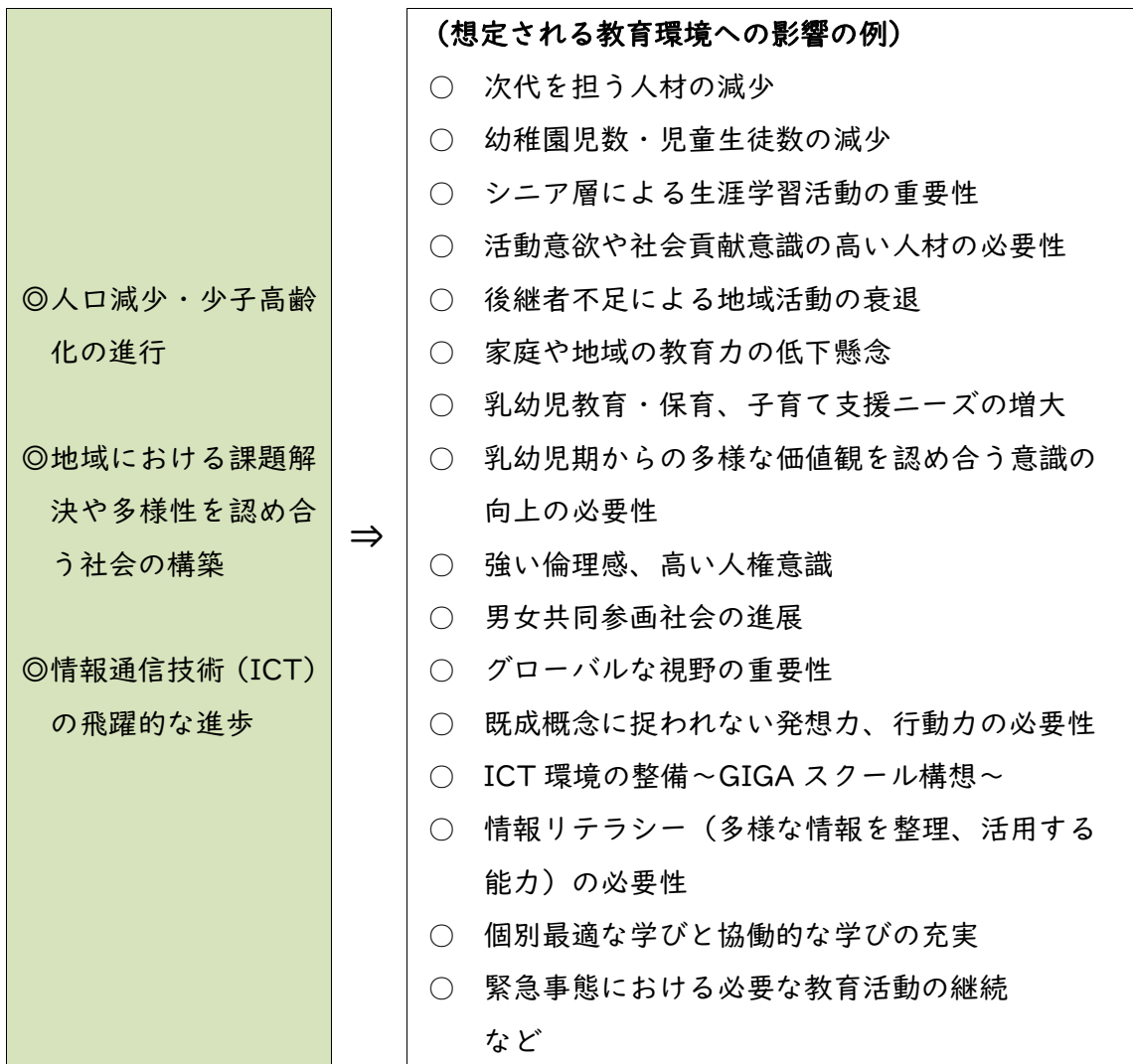
また、この小中一貫教育を全市的に進めるため、「宇治市小中一貫教育推進協議会」を設置し、小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行っています。

今後においては、小中一貫教育を推進していく中で、児童生徒数、地域の状況、施設の老朽化などを考慮し、小中一貫校を見据えた整備を図っていきます。

#### 4 教育を取り巻く環境の変化

社会経済の変化や時代の潮流とともに、本市及び教育を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。

そのため、こうした環境の変化を見据えながら、生涯にわたる教育・学習環境の充実を図ることが必要です。



## 5 本市の教育施策にかかる主な課題

本市の教育施策を展開する上での主な課題を次のように整理します。

また、これらの課題を解消し、これからの時代にふさわしい教育施策を展開するための「教育理念」を定め、理念に基づく「人間像」を確立する必要があります。

### ①急激に変化する予測困難な時代に対応する力の育成と最適な教育環境の構築

現在、「VUCA」（予測困難な状況）（注<sup>1</sup>）が急速に進展する世界に直面する中で、想定されていない困難に直面した際に、解決策を見出していく力、自己の考えを大切にするとともに、他者と協調しながら新しい価値を生み出していく力を、教育を通じて子どもたちに身に付けさせていくことが重要です。

また、活躍の舞台が世界に広がっている一方で、「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方は、時代の変化を経ても色褪せることのない不易なものであり、その基礎をしっかりと身に付ける教育環境が必要になります。

その中核的な役割を担う小・中学校は、教育機能・拠点機能・ネットワーク機能を存分に発揮し、子どもの成長を支える最適な教育環境を構築することが求められます。

### ②子どもたちが健全に成長する環境づくり～家庭・学校・地域の協働～

全国各地と同様、本市においても、問題行動の低年齢化をはじめ、インターネット上の問題事象などを解消する必要があり、また、不登校、いじめなどに対応していく必要があります。

地域のつながりが希薄化した今日の社会において、学校だけでは解決できないこうした様々な事象に対応するために、家庭・学校・地域の三者が協働して、子どもたちの健全な成長をはぐくむことが求められています。

### ③市民一人ひとりの力で新しい宇治を創る生涯学習環境の充実

人口減少社会を見据え、一人ひとりがこれまで以上にまちづくりや地域社会の形成に力を発揮していくことが重要になります。

本市の持つ唯一無二の歴史・文化を存分に活用しながら、地域づくりやまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もがその力を発揮するような、生涯学習環境を充実していくことが求められています。

---

注<sup>1</sup> VUCA（予測困難な状況）：外部環境の変化が激しい現代を「複雑で予測不能な時代」として表す言葉です。「V：Volatility（変動性）U：Uncertainty（不確実性）C：Complexity（複雑性）A：Ambiguity（曖昧性）VUCA」。

# 第2章 教育ビジョン

## 1 教育理念

---

古代から交通の要衝として発展してきた本市は、平安時代に貴族の別業の地として栄えたことを背景に、源氏物語宇治十帖の舞台として描かれ、華麗な王朝文化を今に伝える、他市に比類なき特長を有しています。また、宇治茶は鎌倉時代から長い歴史があり、現在も高級茶の代名詞となり、宇治で育まれた文化は世界へと広がっています。本市の長い歴史と伝統を次代に継承し「ふるさと宇治」を誇りとする郷土愛を育み、全人的な調和のとれた市民が育つ教育の充実がますます重要になってきています。

本計画が次の改訂を迎える2033(令和15)年には、大学入試制度も変化し、就職においても、現時点では存在しない職業が存在し、技術革新による新しい生活様式の中で生きていくと考えられます。

そのような時代の中で、OECD Learning Framework 2030(注<sup>2</sup>)において、「教育には、包括的で持続的な未来を作り上げていくことに貢献し、またそこから恩恵を受けることができるような知識やスキル、態度及び価値を育成していくという極めて重要な役割がある。」と述べられています。子どもたちを教育するのは、知識や技能を身に付け、将来、働くための準備をすることだけが目的ではありません。前向きで、責任ある行動をとることができ、人と折り合いをつける社会性や積極的に社会参画することなどができる市民となっていくために身に付けなければならないことを教えるものであり、全ての子どもたちの可能性を引き出すことにあります。

---

注<sup>2</sup> OECD Learning Framework 2030: OECD(経済協力開発機構)では、2015(平成27)年から Education 2030 プロジェクトを進めており、2030(令和12)年という近未来において子どもたちに求められるコンピテンシー(資質・能力)を検討するとともに、そうしたコンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法、学習評価などについて検討してきました。

その中で示されたのが OECD Learning Framework 2030(2030(令和12)年に向けた学習枠組み)で、教育制度の将来に向けたビジョンとそれを支える原則を示すものです。

また、教育は子どもたちだけではなく、教職員、保護者、地域コミュニティなど、子どもたちの学習に影響を与える、より幅の広い関係性を認識する必要があります。これは子どもたちが目標に向かって進んでいくことを支える、双方向で互恵的な協力関係のことで、子どもたちだけが学習者ではなく、誰もが学習者としてみなされるのであり、それは教職員、保護者、地域コミュニティも含むものであるという関係性です。これは生涯学習の視点からも重要な考え方です。

日本が伝統的に大切にしてきた人づくりとしての教育の価値観を、新たな価値観へと発展・深化させていく必要があります。我が国が伝統的に大切にしてきた「知・徳・体」の育成を通じた全人的な人間形成の考え方は、時代の変化を経ても色褪せることがない不易なものです。

教育委員会は、これを時代に左右されない普遍的な教育の使命と認識し、憲法と教育基本法にもとづき京都府が示す教育振興プランも踏まえた上で、先進的な教育環境の充実を図り、地域コミュニティが一体となり、協働による絆をいっそう深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、郷土を愛し、世界的視野を持ち、一人ひとりの多様な幸せであるとともに、社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（well-being）（注<sup>3</sup>）の観点に立って、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、未来社会と明日の宇治、日本そして、世界を切り拓く市民が育つ本市独自の教育を進めていきます。このため、今後12年間の教育理念を次のように定めます。

家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり

この教育理念に基づき、次のように目指す人間像、計画推進の視点、取り組む施策を定めます。

---

注<sup>3</sup> ウェルビーイング（well-being）：OECDの国際報告書では、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義しており、本計画では、生徒だけでなく、幼児教育・保育から生涯教育まですべての学習者を指します。well-beingは、心身の「良好な状態」や「健やかさ」「幸福度」という言葉で翻訳されることが多いですが、それらの言葉が意味するところ（定義）や解釈は人や立場、文脈によって異なります。well-beingの日本語訳については、慎重に検討する必要があります。本市の教育振興基本計画においては、国立教育政策研究所の報告書「PISA2015年調査国際結果報告書 生徒のwell-being（生徒の「健やかさ・幸福度」）」に基づき、well-beingを「健やかさ・幸福度」としていません。

## 教育理念

家庭・学校・地域でささえる  
宇治のひとづくり・まちづくり

## 目指す人間像

「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、  
社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、  
よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人

## 計画推進の視点



※子育てとは  
子ども自らが育つという力をサポートすることが大切だという考え方

## 取り組む施策

1 自律的かつ協働的な学びの創造	2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養	3 しなやかで健やかな身体 <small>からだ</small> の育成	4 学びを促す学校内外の環境整備	5 家庭・学校・地域の連携・協働促進	6 市民が学び合う生涯学習社会の進展	7 歴史と文化の継承・活用
------------------	----------------------	--------------------------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------

※上記の各施策において、ICTを積極的に活用して取り組みます。



## 2 施策体系

---

### 施策 1 自律的かつ協働的な学びの創造

- (1) 小中一貫教育を柱とした学びの推進
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着
- (3) 思考力・判断力・表現力の育成
- (4) 学びに向かう力の育成
- (5) 多様なニーズに応じた教育の充実

### 施策 2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

- (1) 人権教育、道徳教育の充実
- (2) キャリア教育の充実
- (3) インクルーシブ教育の推進
- (4) 人格形成の基礎を培う乳幼児教育・保育の推進
- (5) 適切な生徒指導の推進
- (6) 不登校児童生徒の自立支援の推進
- (7) いじめ防止対策の充実

### 施策 3 しなやかで健やかな身体の育成

- (1) 運動習慣の定着
- (2) 健康教育の充実
- (3) 食育の充実
- (4) 安全教育の充実

#### 施策 4 学びを促す学校内外の環境整備

- (1) 教育の機会均等の保障・充実
- (2) 児童虐待防止への対応
- (3) 教職員の指導力向上
- (4) 支援体制の強化
- (5) 学習環境の整備
- (6) 安全管理・学校危機管理体制の充実
- (7) 学校施設・設備の計画的な整備
- (8) 学校規模・配置の適正化
- (9) 教職員の働き方改革
- (10) 教職員のコンプライアンス意識の向上

#### 施策 5 家庭・学校・地域の連携・協働促進

- (1) コミュニティ・スクールの推進
- (2) 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進
- (3) 適切な情報発信の推進
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 子どもの読書活動の推進

#### 施策 6 市民が学び合う生涯学習社会の進展

- (1) 生涯学習情報の的確な提供
- (2) 生涯学習講座の充実
- (3) 市民・地域活動への支援
- (4) 生涯学習施設の機能拡充
- (5) 質の高い生涯学習環境の推進
- (6) 図書館サービスの充実

#### 施策 7 歴史と文化の継承・活用

- (1) 歴史・文化に対する市民の意識向上
- (2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用
- (3) 歴史資料館の充実・活用
- (4) 源氏物語ミュージアムの充実・活用

# 第3章 学び・教育プラン

## 施策1 自律的かつ協働的な学びの創造



小中一貫教育を柱とした系統的・継続的な教育実践を基盤として、宇治市教育DX推進計画に基づきICTを効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを創造し、確かな学力を身に付けるとともに児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代を生きるために求められる資質・能力の育成を目指します。

### [現状・課題]

- ◆ 本市の全国学力調査の結果においては、小中学校ともに、全国平均よりも低い水準にあります。問題の読み取りや理解も含め、基礎的・基本的な知識・技能の習得が課題となっています。
- ◆ 「社会の変化を前向きにとらえ、主体的に行動できる人」をはぐくむため、学習指導要領において掲げられている、「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が重要です。
- ◆ デジタル化がよりいっそう進展していく中、AI（人工知能）、IoT（注<sup>4</sup>）等といかに共存、協業していくかが求められる時代において、認知能力に加えて、非認知能力（注<sup>5</sup>）の獲得・向上が求められています。
- ◆ ICT活用の促進に伴い、教材の多様化、デジタル化が進む中、児童生徒がより主体的・対話的で深い学びが実現できるよう、各学校や家庭においてICTを活用し、特色ある教育活動の実施に努める必要があります。

注<sup>4</sup> IoT：「Internet of Things」の略で、モノ自体をインターネットに繋いでより便利に活用することです。

注<sup>5</sup> 非認知能力：意欲、協調性、忍耐力、自制心等といった、測定できない個人の能力のことです。学力（認知能力）と対照して用いられます。

## 【推進施策と主な取組】

### (1) 小中一貫教育を柱とした学びの推進

- ① 義務教育 9 年間を見通した学習指導や、各学校が掲げる目指す子ども像の実現に向けて特色ある活動が推進できるよう支援体制の構築に努めます。
- ② 切れ目のない支援のため幼児期から義務教育終了まで一貫した相談・支援体制の構築に努めます。

### (2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着

- ① 各種の学力調査や AI ドリル・デジタル教材等の学習記録データ等を活用し、学年や学級の状況を分析し授業改善を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況分析に基づき、個に応じた学びの充実に努めます。
- ② 理数教育推進のため、関係機関との連携や ICT 機器や理数教材を活用した指導や支援を充実するなど、児童生徒の興味・関心を引き出す取組を進めます。
- ③ 論理的に思考する力、コミュニケーション能力の育成、感性・情緒を高めるなど、学びを支える言語活動が図られるよう、学校図書館機能を活用した授業を展開します。
- ④ 小学校においては専科指導や教科担任制を進めるなど、より専門性をいかした授業の質の向上に努めます。
- ⑤ 児童生徒の希望進路の実現に向けて、教育委員会と校長会が一丸となった学力定着向上の取組を進めます。

### (3) 思考力・判断力・表現力の育成

- ① 課題発見・解決に必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむため、本市独自の取組である宇治学(総合的な学習の時間)において、宇治学副読本を活用し各地域の特色をいかした授業の展開や探究的な学習活動の一層の充実により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導を進めます。
- ② 各教科においては、ICT を効果的に活用し、情報活用能力や論理的思考力を育成し、課題を解決するまでのプロセスを見える化するなど、プログラミング的思考(注<sup>6</sup>)を身に付けるような取組を推進します。

---

注<sup>6</sup> プログラミング的思考：目的を達成するために物事の筋道を考えて、計画的に実行する考え方です。

#### (4) 学びに向かう力の育成

- ① 生涯の学びを支える非認知能力を育成するため、幼少期を通じた豊富な体験活動を通じて、目標や意欲、興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と協調して取り組む学習活動を充実します。
- ② 児童生徒が、主体的に授業に参加し、新しい知識や技能を獲得することへの好奇心や意欲を高めるような課題解決型の授業を展開します。
- ③ 主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力を身に付けるために、正解のない問題に向き合うカリキュラム等の研究・実践を推進します。

#### (5) 多様なニーズに応じた教育の充実

- ① 対面指導を基本としながらも、児童生徒の状況に応じたオンラインによる学習も組み合わせながら、子どもの多様な学びの保障に努めます。
- ② デジタル教科書などデジタル教材や ICT 機器を有効に組み合わせることで、子どもの学習の充実や、障害のある児童生徒等における多様な学びなど、個別最適な学びと協働的な学びの実現に努めます。
- ③ 多様な子どもたちを包摂し、児童生徒同士が互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育を進めます。
- ④ 外国語教育を通して国際理解教育とコミュニケーション能力の向上を図るため、AET（英語指導助手）を活用し、中学校においてはオールイングリッシュによる授業を目指します。
- ⑤ 各学校における ICT を活用した教育や学校の特色をいかした理数教育、キャリア教育（注<sup>7</sup>）など、子どもたちの多様なニーズに応える教育活動を推進します。
- ⑥ 宇治学や教科での学習を通して宇治市の恵まれた自然環境を学ぶ、地域性をいかした環境教育を推進します。

---

注<sup>7</sup> キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
全国学力・学習状況調査における 小6国語 小6算数 中3国語 中3数学 の平均IRTスコア又は平均正答率  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">             IRTとは、英語資格・検定試験(TOEIC・TOEFLなど)で採用されているテスト理論。異なる問題から構成される試験・調査の結果を、同じものさし(尺度)で比較でき、令和9年度調査より、国語・算数・数学で導入される。              IRTスコアとは、各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準とした得点で表すもの。           </div>	平均正答率  小6国語 65.6% 小6算数 65.1% 中3国語 56.8% 中3数学 51.4%	国平均IRTスコア 500(※1)
学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合(全国学力・学習状況調査)	小6: 27.0% 中3: 24.2%	小6: 18.3%以下 中3: 17.0%以下 (※2)
話し合い活動の定着割合 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると思いますか。」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6: 82.7% 中3: 83.6%	小6: 86.3% 中3: 86.1% (※2)
課題解決型学習の定着割合 「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思いますか。」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6: 75.6% 中3: 79.7%	小6: 81.3% 中3: 82.2% (※2)
ICT 1日に複数回の授業でタブレットなどのICT機器を活用している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6: 13.5%(R7) 中3: 42.4%(R7)	小6: 50.0% 中3: 60.0%
ICT タブレットなどのICT機器を使って学校の発表資料を作成することができる児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6: 71.5%(R7) 中3: 71.2%(R7)	小6: 100% 中3: 100%

※1 令和9年度調査より、国語・算数・数学がIRTスコアに変更されるため、目標値は基準となる国平均IRTスコア500とする。

※2 その年の全国平均を目標値とする。目標値の数値は、参考値として令和6年度調査の全国平均を記載している。

## 施策 2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養



乳幼児期より生涯にわたり、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を展開する中で、人権教育・道徳教育・生徒指導等の充実と多様な体験活動により、多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養を目指します。

### [現状・課題]

- ◆ 依然として存在している部落差別や障害のある人、外国人等に対する差別などの人権問題に加え、インターネット上での人権侵害や性の多様性に対する理解不足、感染症等に関連した人権侵害など、新たな課題が顕在化しています。
- ◆ 児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や社会性・創造性を涵養する教育が求められています。
- ◆ 特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導が必要とされる児童生徒が増加している中、特別支援教育コーディネーターを中心としたきめ細やかな支援体制の構築が課題となっています。
- ◆ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒が増加しており、児童生徒の学習面および生活面での支援が課題となっています。
- ◆ 就学・就園支援について、相談件数の増加、教育的ニーズの多様化に対して、切れ目ない支援につながるように、関係機関との連携と相談支援を継続するとともに、保幼小連携において、乳幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムを充実する必要があります。
- ◆ 乳幼児期の経験と一人ひとりの子どもの発達に応じた支援、「主体的・対話的で深い学び」について、学校種や施設類型を越えて理解を深め、育ちと学びの連続性を確保し乳幼児教育・保育のより一層の充実を図る必要があります。
- ◆ 不登校の要因や背景が多様化しており、様々なことが相互に関連し、専門的な対応が必要なケースが増加しています。学校のみならず、子どもが置かれた環境にも

影響を受けている可能性を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた支援策の充実について検討していく必要があります。

- ◆ 子どもたちが出すサインを早期に受け止め、対応できるような相談体制の整備を行う必要があります。
- ◆ いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものと捉えて適切に対応していくため、適切な指導体制、相談体制の確保と教員の指導力の向上を継続して取り組む必要があります。

### [推進施策と主な取組]

#### (1) 人権教育、道徳教育の充実

- ① 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、あらゆる人々が個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を進めます。
- ② 知的理解を深め、望ましい人権感覚を身に付けるため、特に若手の教員を対象とした人権教育研修等について充実を図るとともに、教育活動全体を通して児童生徒が高い人権意識を持てるよう、各学校において計画的に人権教育を進めます。
- ③ 道徳教育の目標に基づき、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、物事を多面的多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習の工夫を道徳科の指導を中心に教育活動全体で進めます。
- ④ 人権教育や障害のある人、外国人、LGBTQ等の様々な社会的少数者に関する取組を進め、多様性を認め合う共生社会の実現を目指します。

#### (2) キャリア教育の充実

- ① 社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力の育成のため、宇治学副読本やICT機器の活用等も取り入れた指導を進め、職場体験などキャリア教育の取組を進めます。

#### (3) インクルーシブ教育（注<sup>8</sup>）の推進

---

注<sup>8</sup> インクルーシブ教育：障害のある人と障害のない人が共に学び、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

- ① 特別支援学級や通級指導教室に通級する児童生徒の増加に対応するため、府教委と連携し適切に対応するとともに、医療的ケアも含め、児童生徒一人ひとりの状況や特性等に応じた適切な指導及びきめ細やかな支援体制の構築を進めます。
- ② 共生社会の形成に向け、障害のある子もない子も共に学び、共に様々な体験をし、多様な人たちと関わりながら、心のふれあいを深め、他者への思いやりや社会性を培えるよう、取組を推進します。
- ③ 一人ひとりの多様性に配慮し、全ての子どもが安心して過ごせる環境や関わりを追求し、質の向上によるインクルーシブな教育の実現に努めます。

#### (4) 人格形成の基礎を培う乳幼児教育・保育の推進

- ① 乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う乳幼児教育・保育の質向上に努めます。
- ② 小学校教育への緊密な連携・円滑な接続を推進するため、就学前児童との交流活動の実施や、宇治市乳幼児教育・保育支援センターや京都府の幼児教育センター等と連携した幼稚園教諭・保育士等と小学校教諭との合同研修・保幼小接続のカリキュラム研究等を進めます。
- ③ 宇治市乳幼児教育・保育支援センターを中心とした取組において、すべての就学前施設が施設類型を越えたネットワークを構築し、乳幼児期の子どもたちの状況や課題を共有するとともに、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう施策を推進し、発達・子育て支援の充実を図ります。

#### (5) 適切な生徒指導の推進

- ① 児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるために、生徒指導に関する継続した適切な指導体制、相談体制の確保と教職員の指導力の向上を推進します。
- ② 「成長を促す指導」や「予防的な指導」に重点を置き、児童生徒の自尊感情や自己有用感を育成し、問題行動を未然に防止できるよう積極的な生徒指導を推進します。

#### (6) 不登校児童生徒の自立支援の推進

- ① 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、一人ひとりの状況に応じた様々な支援のあり方や環境の整備について検討します。
- ② 不登校児童生徒とその保護者及び学校への支援を行うとともに、教育・医療・福祉など、学校と関係機関との連携を図ります。

- ③ 児童生徒の悩みなどの傾聴と児童生徒の心のゆとりが生まれるよう相談体制の整備を進めます。

(7) いじめ防止対策の充実

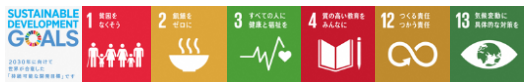
- ① 人権教育や道徳教育の中で子どもが話し合うなどの学習活動を通して、自他を大切にし、人を思いやる豊かな心をはぐくむ取組を推進します。
- ② いじめの実態を把握するため、児童生徒に対して継続的にアンケート調査を実施するとともに、教職員が子どもの些細な変化に敏感に気づくことができるように、校内研修を行うなど、いじめの早期発見・早期対応・再発防止に努めます。
- ③ 教職員がいじめ防止対策推進法の主旨を踏まえ、保護者、地域社会、関係機関との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに適切に対処できるよう研修を行います。
- ④ 校内のいじめ防止対策委員会について、組織としていじめの認知を機動的に行い、実効性のある対応が行えるように努めます。
- ⑤ SNS等を使用したインターネット上のいじめに対応するため、児童生徒が情報リテラシーを身に付けることができるように、保護者への啓発にも取り組みます。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
人権意識の定着割合 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6：96.3% 中3：95.3%	小6：100% 中3：100%
自己存在感の涵養割合 「自分によいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6：84.1% 中3：83.6%	小6：90% 中3：90%
通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画作成率(市状況調査)	74.1%	100%
幼稚園・保育所・認定こども園等の指導者との合同研修を実施する小学校の割合	31.8%	100%
就学前施設と連携し、小学校1年生のスタートカリキュラムを改訂した小学校の割合	9%	100%
就学前施設と小学校の子ども達が交流活動を実施した小学校の割合(施設見学のみを除く)	64%	100%
在籍児童生徒数に占める問題行動を起こした実人数の割合	小学校：4.15% 中学校：6.52%	小学校：4.15%未満 中学校：6.52%未満
在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合	小学校：1.77% 中学校：5.15%	小学校：1.77%未満 中学校：5.15%未満
在籍児童生徒に占めるいじめ認知実人数の割合	小学校：22.56% 中学校：3.57%	小学校：22.56%未満 中学校：3.57%未満



## 施策3 しなやかで健やかな<sup>からだ</sup>身体の育成



体を動かす習慣を身に付け、運動・スポーツの楽しさを味わうこと、家庭・学校・地域との協働により進める健康教育、食育、安全教育を展開する中で、児童生徒が健やかな身体を育むとともに、安全についての必要な知識と健康的な生活習慣の定着を促すことで、健やかな身体の育成を目指します。

### [現状・課題]

- ◆ 本市児童生徒の体力の現状（令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査）は、全国平均と比較するとやや下回るものとなっており、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着のため、さらに運動・スポーツを実践する機会を充実することが求められています。
- ◆ 児童生徒が健康な生活を営むため、健康的な生活習慣の確立を目指し、健康教育に取り組んでいます。また、各種検診等や「子育て支援医療費支給制度」の実施により、児童生徒の疾病予防及び治療に大きな役割を果たしています。
- ◆ 学校での保健教育の取組に加え、家庭と連携した食育を含めた健康教育をよりいっそう推進し、児童生徒が家庭において規則正しい生活リズムと望ましい食習慣を実践できるよう取り組む必要があります。
- ◆ 地域との連携や協力をもとに、地域ぐるみで子どもの安全を守る活動を実施していますが、今後も地域との連携協働のもと、継続して取り組んでいく必要があります。

### [推進施策と主な取組]

#### (1) 運動習慣の定着

- ① 乳幼児期より体を動かすことの楽しさを体感できるように、乳幼児教育・保育において、体を動かす遊びをより充実させるため、指導の工夫をするとともに、家庭と連携しながら、運動に親しむ習慣・環境づくりに努めます。
- ② 体育・部活動における事故防止や、運動の楽しさを感じることで授業の工夫など、児童生徒の個々の運動能力や体力の実態等に応じて適切な指

導計画を立てることができるよう、教職員等への専門的な研修の実施による指導力向上を推進します。

- ③ 部活動においては、生徒のバランスのとれた生活の確保や、身体的・精神的な負担軽減のため、「宇治市部活動指導指針」に基づく部活動指導を推進します。

## (2) 健康教育の充実

- ① 児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭が連携して、規則正しい生活習慣の定着を促進するとともに、各種検診等の実施により、疾病の早期発見や感染症予防に努めます。
- ② 児童生徒が健やかに生活するため、飲酒・喫煙・薬物乱用の防止や性に関する正しい知識と望ましい行動選択ができるよう、指導の充実を図ります。
- ③ ネット・ゲーム依存に対する知識の普及と啓発を促し、児童生徒がネット・ゲームのメリットだけでなく、デメリットも十分に理解し、適切に利用できるような情報リテラシーの学習に努めます。
- ④ 児童生徒が心の健康について正しく理解し、心の健康の保持増進のための適切な対処や行動選択ができる資質や能力を育成するとともに、子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応につながるよう、一人一台端末を活用した心の健康観察に取り組むなど教職員による健康観察を充実します。

## (3) 食育の充実

- ① 学校給食や家庭科、宇治学、特別活動の時間等を活用した食に関する指導を通じ、児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、家庭や地域社会と連携した食育を推進します。
- ② 学校給食などで地産地消を推進するとともに、行事食を提供するなど、食を通じて地域や伝統・文化への理解と関心を高めるよう努めます。

## (4) 安全教育の充実

- ① 児童生徒が災害・事故・犯罪から身を守る危険予測や危機回避能力を身に付けるため、必要な知識を学習するとともに、学校毎に地域との連携を踏まえた防犯・防災教育の充実を図ります。
- ② 関係部局と連携して、通学路の安全対策の取組を推進します。
- ③ 幼稚園・小中学校の安全対策の基本となるマニュアルの共有を図るとともに、必要に応じて、検証・改善を行います。
- ④ インターネットや SNS 等を利用する上で、その特性や危険性を知り、情報

社会の中で、安全に情報の収集や発信ができるよう、家庭や関係機関とも連携し情報モラル教育を推進します。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
体力の向上 体力合計点（8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点）の平均値（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小5 男子：48.88点 女子：48.78点 中2 男子：39.65点 女子：45.84点	小5 男子：52.53点 女子：53.92点 中2 男子：41.86点 女子：47.37点 (※1)
運動・スポーツに対する意欲態度 「運動やスポーツをすることは好きですか」に対して肯定的に回答した児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	小5 男子：91.50点 女子：83.10点 中2 男子：89.20点 女子：74.90点	小5 男子：93.20点 女子：86.20点 中2 男子：90.60点 女子：76.90点 (※1)
規則正しい生活習慣の定着割合 「朝食を毎日食べていますか」に「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小6：92.7% 中3：90.7%	小6：93.7% 中3：91.2% (※1)
情報モラルの育成割合 「携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」に「きちんと守っている」「だいたい守っている」と回答した児童生徒の割合（ICT活用アンケート（市独自））	小6：90.1% 中3：90.4%	小6：100% 中3：100%

※1 目標値の数値はR6の全国平均です。



## 施策 4 学びを促す学校内外の環境整備



多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、各種支援体制の強化や学校施設の整備を図り、安全安心で豊かな教育を実現するための教育環境の充実を目指します。

### 【現状・課題】

- ◆ 子どもの貧困問題、ヤングケアラー（注<sup>9</sup>）への支援については、関係機関と連携した対応等、教育の機会均等を保障するための取組が必要となっています。
- ◆ いじめ事象への対応をはじめとした問題行動への学校の対応力を高めていく必要があります。
- ◆ 学校組織力・指導力や ICT 活用スキルの向上が一層求められています。
- ◆ 児童虐待をはじめ、学校だけでは対応が困難な家庭への支援が課題となっています。
- ◆ 各学校における特色ある教育活動の展開や多様化する教育ニーズに対応するため、地域や企業などの民間活力との連携・協働にさらに取り組む必要があります。
- ◆ 児童生徒数の減少が進行していく中で、学校規模・学校配置の適正化について取り組む必要があります。
- ◆ 少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しいことが見込まれ、持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境を整備する必要があります。
- ◆ ICT 活用の促進に伴い、教材の多様化、デジタル化が進む中、各学校において特色ある教育活動を実施するため、校務系と学習系のネットワークの統合など、

注<sup>9</sup> ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

さらなる教育環境の充実に努める必要があります。

- ◆ 学校施設については、建築後 30 年以上経過しているものが約 8 割を超えており、引き続き効果的・計画的に改修や改築を進めていく必要があります。
- ◆ 近年の気候変動により、今後、極端な高温が起こる頻度とその強度がより増加すると予想されるため、熱中症から児童生徒を守る対策を徹底するとともに、学校体育館等への空調設備を整備する必要があります。
- ◆ 教職員の人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うため、長時間勤務の抑制をはじめとした教職員の働き方改革に継続して取り組む必要があります。

### **[推進施策と主な取組]**

#### (1) 教育の機会均等の保障・充実

- ① 就学援助や特別支援教育就学奨励などの支援制度を適切に運用し、家庭の経済的な理由により、子どもの学習の機会が損なわれることのないように支援します。
- ② 日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるよう、府教委と連携しながら支援員の配置を進めるとともに、ICT を活用するなど日本語指導体制の整備を推進します。
- ③ ヤングケアラーについて、適切な支援につなげられるよう、関係機関（医療・介護・福祉等）との連携を推進します。

#### (2) 児童虐待防止への対応

- ① 児童虐待の早期発見・早期解決のための教員研修の充実とスクールカウンセラーによる支援の充実に加え、児童相談所及び関係機関との連携強化を図ります。
- ② 経済的に困難な状態に置かれている子どもに対し、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、スクールソーシャルワーカーなど専門家による家庭への訪問など、家庭での基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着を目指して家庭・地域との連携した取組を進めます。

#### (3) 教職員の指導力向上

- ① 社会の変化に対応した教育活動や質の高い教育を実践するため、学校教育に係る体系的な教職員研修と校内研修、管理職へのマネジメントに係る講座

のほか、宇治市教育 DX 推進計画に基づき、教員の ICT 活用指導力のさらなる向上に向け、教員のスキルに応じた研修など、京都府総合教育センターとも連携し、研修機会の確保・充実に努めます。

- ② すべての教員がインクルーシブな教育を推進していくことができるよう、各学校の特別支援教育コーディネーターを中核とした多様な職員研修を通して、特別支援教育の基礎的知識を備え、個に応じた適切な指導や支援ができる教員の育成を進めます。
- ③ 適切な指導体制、相談体制の確保といじめへの対応をはじめとする問題行動に対する教員の指導の向上を図るための研修を充実させます。
- ④ 各学校に人権教育推進員を配置し、児童生徒が人権の意義やその重要性について正しく理解し、自他の人権の大切さを認め、人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚の育成を図る指導の中核となり、関係機関等と連携し、校内における研修や交流を実施します。

#### (4) 支援体制の強化

- ① 各学校における特色ある教育活動の展開や多様化する教育ニーズに対応するため、地域や企業などの民間活力を効果的に活用できるよう支援します。
- ② 部活動の地域展開について検討を進め、将来においても宇治市の生徒がいきいきとスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境整備を推進します。
- ③ 合理的配慮を教育活動全体で進め、個別の教育支援計画を活用する等、多角的で一貫した特別支援の充実に努めます。
- ④ 特別支援学級、通級指導教室について、府教委と連携し適切に対応することで、障害の状況や特性等に応じた適切な指導を進めるとともに教育環境の充実に努めます。
- ⑤ 医療的ケア児の受け入れ等、共生社会の実現に向けた校内体制の充実を図る中で、支援員を活用する等、障害のある児童生徒の教育的ニーズへのきめ細やかな対応を進めます。

#### (5) 学習環境の整備

- ① 宇治市教育 DX 推進計画に基づき、情報セキュリティ対策に十分留意しながら、既存のネットワーク機器の更新時期や国の動向も踏まえ、校務系と学習系ネットワークの統合を進めるとともに、1人1台端末の環境を維持し、多様な学びに対応する ICT を効果的に利活用できるよう環境の整備を図るとともに、教員の ICT 活用のスキル向上が図れるよう支援を進めます。
- ② 中学校の学級編制を1学級35人以下に段階的に進めます。

#### (6) 安全管理・学校危機管理体制の充実

- ① 幼稚園や小中学校への不審者の侵入を防ぎ、また安全管理体制を高めるため、防犯カメラやセンサー、各教室の緊急通報システムを活用します。
- ② 幼稚園・小学校では学校運営支援員が、校門の安全管理や防犯カメラのモニター監視、校内巡視の活動を行います。また、さらなる安全管理体制となるように、様々な安全確保の手法について継続して検討していきます。
- ③ 登下校時における見守り活動については、地域の協力を得て進めていきます。
- ④ 熱中症から児童生徒等を守るため、引き続き熱中症ガイドラインや環境省による熱中症予防情報を活用するとともに、活動場所におけるWBGT値(注<sup>10</sup>)を測定して、活動の可否を判断する等、熱中症予防対策を徹底します。

#### (7) 学校施設・設備の計画的な整備

- ① 「宇治市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の予防保全を計画的・効率的に実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ② 熱中症から児童生徒を守り、災害時に体育館を避難所として活用すること、また、教育環境のさらなる充実を図るため、学校体育館等に空調を整備します。
- ③ 非構造部材の耐震改修等を順次、計画的に実施します。
- ④ 一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学びを支える教育環境の実現を目指します。

#### (8) 学校規模・配置の適正化

- ① 児童生徒数の減少の状況、施設の老朽化、地域の状況などを踏まえ、学校規模・配置については、統廃合や小中一貫校の整備等について検討していきます。
- ② 分散進学の解消にあたっては、通学の安全、地域コミュニティ等に配慮の上、その手法や時期を検討していきます。

#### (9) 教職員の働き方改革

- ① 長時間勤務抑制のため、業務・行事に対して、改善やあり方の見直しの視点を

---

注<sup>10</sup> WBGT: 暑さ指数 (WBGT: Wet Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度)は、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、気温、湿度、日射・輻射、風の要素をもとに算出する指標として、特に労働や運動時の熱中症予防に用いられます。

持ち、学校における勤務時間を意識した働き方を推進します。

- ② 部活動においては、生徒に対して適切な休養日を設定するなど、「宇治市部活動指導指針」の遵守を徹底することで、部活動を指導する教員が長時間勤務とならないよう努めます。

(10) 教職員のコンプライアンス意識の向上

- ① 教職員一人一人が全体の奉仕者としての公務員の責務を十分自覚し、児童生徒、保護者及び市民の公教育に寄せる信頼を損なうことのないよう、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

● 目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
実践的な校内研修実施状況 「授業研究や事例研究など、実践的な研修を行っていますか」に「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した割合（全国学力・学習状況調査）	小学校：90.9% 中学校：90.0%	小学校：98.6% 中学校：94.8% (※1)
教員の校外の研修・研究会への参加と活用状況 「個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか」に「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した割合（全国学力・学習状況調査）	小学校：77.3% 中学校：50.0%	小学校：86.4% 中学校：84.1% (※1)
授業中にICTを活用して指導する能力がある教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	73.1%	100%
長寿命化改修（屋上改修・外壁補修等）の進捗	2校	5校
屋内運動場空調設備設置率	0%	100%

※1 目標値の数値はR6の全国平均です。



## 施策5 家庭・学校・地域の連携・協働促進



家庭・学校・地域が連携・協働して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を目指します。

### [現状・課題]

- ◆ VUCA (予測困難な状況) の時代に必要な力を児童生徒が身に付けるために、家庭・学校・地域が、目指す子ども像など目標やビジョンを共有し、地域全体で子どもたちをはぐくむ、学校運営協議会制度と地域学校協働活動を一体的に行うコミュニティ・スクールの推進が必要です。
- ◆ 地域を創生する地域学校協働活動を一体的に推進するためには各学校との連携・協力・支援の継続が必要です。また、地域住民や保護者だけでなく、地域の企業や大学、自治会、青少年の健全育成にかかる団体等に、地域学校協働活動を広報、周知し、地域の方の参画を得ながら、連携・協働していく必要があります。
- ◆ 家族構成の変化が進む中、子育てで悩み孤立する保護者の増加が課題となっています。さらに地域の実態や保護者の就労状況等に応じた子育て支援や、乳幼児教育・保育の充実が課題となっています。
- ◆ 各種教育施策を推進していくにあたり、家庭や地域への効果的な広報活動を展開していく必要があります。
- ◆ 子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、事業活動の充実や保護者や子育て世代との交流の促進を図る必要があります。また、地域全体で青少年の健全育成の取組を推進していく必要があります。
- ◆ 活字離れが進む中、子どもの読書活動を支え、学習意欲の向上を図るため、図書館の児童書等の充実、読書環境の整備、読書を好まない子どもや保護者への働きかけを推進していく必要があります。

### [推進施策と主な取組]

- (1) コミュニティ・スクールの推進

- ① 学校運営協議会と地域学校協働本部を設置し、両者を一体的に行うコミュニティ・スクールを推進することで、家庭・学校・地域がそれぞれの強みをいかしてつながり、子ども達をはぐくんでいきます。
- ② 地域学校協働活動を推進していく中で、放課後子ども教室、子どもの見守り活動、子どもの体験活動など、積極的に子どもを地域ではぐくむための取組を進めます。
- ③ 地域学校協働本部の設置・運営を支援するとともに、地域学校協働活動推進員の養成・資質向上に向けた研修会等を実施します。

## (2) 家庭の教育力の向上・子育て支援の推進

- ① 保護者からの教育相談や未就園児事業などを通して、子育てに悩みを抱える保護者の支援に努めます。
- ② 社会が多様化し、保護者の就労状況やライフスタイルが変化する中、小学校入学までにはぐくみたい力の育成に向け、乳幼児期の教育・保育について関係部局と連携して検討を行うなど、子育て支援のより一層の充実に努めます。
- ③ 不登校等で悩む保護者が、子どもとのかかわり方について考え、子どもの心に寄り添うための学習会を実施します。

## (3) 適切な情報発信の推進

- ① 保護者や市民に教育施策など、適宜周知を図るため、教育だよりやホームページ・SNSといったICTも活用するなど、各施策に応じた適切な情報発信に努めます。
- ② インターネットやSNSのトラブル、薬物乱用等の今日的な危険から子どもを守るための活動を支援します。

## (4) 青少年の健全育成

- ① 青少年健全育成協議会、少年補導委員会、連合育友会など各種関係団体が相互に連携しながら、青少年健全育成のための取組を推進します。
- ② 人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、より一層、事業活動の充実に努めるとともに、保護者や子育て世代との交流の促進や学力向上につながる事業の推進に努めます。
- ③ 青少年センターの活動について、市内全域からより多くの子どもの参加を促すため、事業内容を充実させます。
- ④ 生涯学習活動のため施設を利用している団体と協働し、青少年向け事業の一層の充実に世代間の交流促進の取組を推進します。

(5) 子どもの読書活動の推進

- ① 子どもが読書に親しむ機会を提供し、自主的な読書活動を推進するため、子どもの読書環境を整備する取組を進めます。
- ② 子どもや保護者の読書意欲を高め、家庭での読み聞かせや家族と一緒に読書を楽しむ「家読（うちどく）」の活動を推進します。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の項目で「している」「どちらかといえば、している」と回答した児童生徒数の割合（全国学力・学習状況調査）	小6：79.5% 中3：67.7%	小6：83.5% 中3：76.1% (※1)
地域学校協働活動（放課後子ども教室を含む）に係るボランティア登録者数	1,133人	1,200人
青少年センターの利用者数	35,506人	36,300人
読書をしない児童生徒の割合 あなたは本をよく読みますかの項目で「ほとんど読まない」と回答した児童生徒の割合 （意識・実態調査）	小6：29.1%（R7） 中2：39.1%（R7）	小6：20.0% 中2：25.0%

※1 目標値の数値はR6の全国平均です。



## 施策 6 市民が学び合う生涯学習社会の進展



人生 100 年時代の到来に向け、豊かな人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び合い、地域の発展に力を発揮する生涯学習環境の実現を目指します。

### 【現状・課題】

- ◆ 人生 100 年時代においては、市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして活躍できることが求められるため、市内の生涯学習活動情報を収集し、生涯学習及び地域活動等に取り組むまたは取り組みたい市民に提供していく必要があります。
- ◆ 令和 6 年 10 月に策定した「生涯学習の推進に向けて」に基づき、新たな学びのニーズに対応し、多種多様な学習機会の提供に取り組むとともに生涯学習関連施設の利便性の向上を進めていく必要があります。
- ◆ 学んだ成果は、学んだ本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となることが期待されるため、学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用をしていくことが求められています。
- ◆ 多様なライフスタイルやライフステージの変化に応じた生き方や働き方がいっそう求められているため、誰もが、自ら学び自ら考える力をはぐくむことができるよう、時間的・空間的な制約を超え、いつでもどこでも気軽に学び合うことができる環境を整備する必要があります。
- ◆ 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養に資するものであり、社会教育、学校教育の垣根を越えて充実を図る必要があります。
- ◆ 依然として存在している部落差別や障害のある人、外国人等に対する差別などの人権問題に加え、インターネット上での人権侵害や性の多様性に対する理解不足、感染症等に関連した人権侵害など、新たな課題が顕在化しているため、人権について正しい理解を深める教育が必要です。

- ◆ 従来の紙媒体の資料に加え、ICT 機器を使った情報収集が求められる今日、インターネットやコンピュータの使用が得意・不得意な人との間に生じる情報格差の解消とともに情報リテラシーの向上が求められています。
- ◆ 総合野外活動センターは探究的な学びが可能となる教育施設であるとともに、地域の振興の拠点としての役割を果たしており、今後さらに施設の特徴を生かした学びの充実が必要です。
- ◆ 図書館は、幅広い図書館資料の収集や提供に努めるとともに、利便性の向上や情報発信に取り組んでおり、今後は、図書館の ICT 化、来館を前提としない図書館サービスの充実を図り、さらに、読書バリアフリーの観点に基づく要配慮者へのサービスや多文化対応サービスの充実といった新たな取組が求められています。

### [推進施策と主な取組]

#### (1) 生涯学習情報の的確な提供

- ① 市民が学んだ成果を地域や社会に還元する「市民が学び合う生涯学習社会」の進展を目指します。
- ② 市内の生涯学習活動情報について、生涯学習及び地域活動に取り組む市民から情報を収集し、これを広く提供する機会の拡充を図ります。
- ③ ICT の進展やポストコロナ時代の新しい日常に対応するように、ICT 機器の使用が得意・不得意な人との間に生じる情報格差の解消に努めます。
- ④ 障害のある人、外国人、LGBTQ 等の様々な社会的少数者に関する取組を進め、多様性を認め合う共生社会の実現を目指します。
- ⑤ 生涯にわたる学びを支援するための図書館資料や情報を収集し提供します。

#### (2) 生涯学習講座の充実

- ① 人生 100 年時代が到来し、社会情勢の変化が著しい現代にあって、市民一人ひとりが学びを通して豊かな人生を送ることができるよう、多様なニーズに応じた学びを推進します。「市民が学び合う生涯学習社会」の進展に向けた講座を企画運営し、市民が学んだ成果を社会に還元する機会の充実を図ります。
- ② 学習拠点施設の特長をいかした独自の活動の充実を図ります。
- ③ ICT を活用して、いつでもどこでも学習できる環境づくりを推進します。
- ④ 地域の特色をいかした学習講座の充実を図ります。

- ⑤ 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることができるような機会の充実を図ります。
- ⑥ 人権教育及び人権啓発の視点を取り入れた学習講座の充実を図ります。

### (3) 市民・地域活動への支援

- ① 学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用に努めます。
- ② 豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材である社会教育士の資格取得を支援します。
- ③ 大学等と協働して、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育(注<sup>11</sup>)を推進します。
- ④ 「うじ市民活動サポート事業」や「市民まなびの集い(宇治まなびんぐ)」など、市民が企画・運営する事業を支援します。
- ⑤ 講座履修後に自主的な学習活動やイベントでの学習成果の発表を行うなど、「市民が学び合う生涯学習社会」を推進する仕組みの充実を図ります。
- ⑥ 市民が学習成果を社会に還元する取組を行えるよう、機会の提供やコーディネートに努めます。
- ⑦ 障害のある人の社会参加を目指した学習活動を推進します。
- ⑧ 地域における豊かな学びを推進するため、多様な主体が協働し、共に学び合えるよう努めます。
- ⑨ いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、ライフステージにおけるニーズに応じて子どもから大人まで生涯にわたる学びを支援します。

### (4) 生涯学習施設の機能拡充

- ① 市民要望に応える学習拠点施設とするため、計画的な改修及び整備を進めます。
- ② 学校施設利用の利便性向上のため、計画的な改修及び整備を進めます。

### (5) 質の高い生涯学習環境の推進

- ① 質の高い生涯学習活動が実施されるよう、生涯学習審議会等で審議された内容や研究報告を施策展開に活用します。
- ② 大学等と生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有及び発信を進めます。

---

注<sup>11</sup> リカレント教育：学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びのことで。

- ③ 他分野の市民団体のネットワークが広がるよう、交流機会の拡大や情報共有に努めます。

(6) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の充実や ICT 環境の整備を行い、オンラインサービスや非来館型サービスを充実させ、すべての人にやさしい図書館を目指します。
- ② 読書活動や生涯学習を推進するための図書展示やイベントの充実を図ります。
- ③ 図書館事業計画に基づき、図書館資料やデータベースの充実、企画事業の実施等、図書館サービスの充実に努めます。
- ④ 図書館では「おはなし会」や「図書館見学」などを通じて子どもの読書活動を啓発するとともに、子どもが読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めることができる取組を実施します。
- ⑤ 地域・家庭文庫に団体貸出を行うほか、図書館ボランティアの活動を支援し、活動の機会や場所を提供します。
- ⑥ 図書館では、中学生の体験学習の受入れや、学校への団体貸出、不登校児童生徒の読書活動支援等の取組を継続し、さらに学校との連携を深めます。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
生涯学習講座の参加者数	11,203 人	12,000 人
人材バンク活用件数	53 件	65 件
総合野外活動センターの来場者数	96,868 人	103,300 人
蔵書更新率	4.4%	5.5%
図書館の利用しやすさ「満足」の回答割合 (利用者アンケート)	58.3% (R7)	60.0%
電子図書館登録者数 (小中学生専用カードを除く)	6,539 人	12,000 人

## 施策7 歴史と文化の継承・活用



貴重な宇治の歴史や文化を世界に発信し、未来に継承し、歴史資料や伝統文化を保存・活用することで、市民の歴史・文化意識の醸成を目指します。

### [現状と課題]

- ◆ 歴史や貴重な文化を継承するためには、歴史・文化に関する市民の関心や理解・協力が必要です。
- ◆ 史跡の整備や文化的景観の修理事業などをはじめとする文化財行政の推進を図る必要があります。
- ◆ 調査・研究から得られた成果を特別展・特別企画展・企画展といった展示活動や講座・講演会などの教育普及活動を通して、市民の歴史・文化意識の醸成に資する必要があります。
- ◆ 子どもたちの「豊かな心の育成」を目指し、歴史資料やそこから得られた最新の研究成果を活用して「宇治学」をはじめとする学校教育と連携した学習支援や、『源氏物語』をきっかけとして古典への造詣を深めるための学習機会を提供し、宇治の歴史・文化を守り伝えていく必要があります。
- ◆ 生涯学習施設・学校・各種団体との協働を一層進めるとともに、歴史資料館と源氏物語ミュージアムの教育的機能を活用した学習機会のさらなる充実が必要です。

### [推進施策と主な取組]

#### (1) 歴史・文化に対する市民の意識向上

- ① 文化的景観の修理事業を実施し、その保存を図るとともに、文化的景観の制度や内容について、市民への啓発に努めます。
- ② 未指定文化財について調査を行い、重要かつ歴史上・芸術上価値が高いものを市指定文化財に指定し、文化財保護の推進に努めます。
- ③ 発掘調査などを実施し、文化財の記録の作成を行うとともに、多くの市民に文化財に対する興味や親しみを感じてもらおうべく、発掘成果や文化財を公開するなど、周知を図ります。

## (2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用

- ① 本市の地域資源の活用を図るため、その根幹となる歴史資料の収集・保存と調査・研究を進めます。
- ② 収蔵資料を広く活用・公開していくためデジタルアーカイブ(注<sup>12</sup>)の導入を行います。
- ③ 専門的・学術的な文化財の価値を市民にわかりやすく伝えるため、大学や研究機関と協働して、調査・研究を進め、多様な手法で学習機会の提供・情報発信に努めます。

## (3) 歴史資料館の充実・活用

- ① 本市の歴史や地域資源を現代に伝える古文書や民具などの魅力を特別展や企画展を通して、発信します。
- ② 調査・研究の成果を反映した講座、ワークショップなどを実施するとともに、学校へのアウトリーチ活動など、多様なニーズに応じた教育普及活動を通して、「ふるさと宇治」への意識向上と愛着心をはぐくみます。

## (4) 源氏物語ミュージアムの充実・活用

- ① 本市の誇る文化を市内外の人々に広く周知するため、平安文化を代表する『源氏物語』を様々な視点で捉えた特別企画展や企画展を開催します。
- ② 古典文化の普及と観光・文化・芸術の振興を図るため、源氏物語ミュージアムにおいて、調査・研究成果に基づいた展示・講座を実施するとともに、効果的な情報発信・広報の取組を推進します。
- ③ 古典の日に関する法律に基づく「古典の日(毎年11月1日)」にちなんで、古典に関する学習機会の提供を進めます。古典の入門や、古典に親しむきっかけづくりとなる事業を展開します。
- ④ 地域と協働した観光振興や歴史・文化の学習に関する機能が発揮できるよう、順次施設整備機器の更新を行います。

---

注<sup>12</sup> デジタルアーカイブ：有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供することです。

●目標値

	現状値 2024(令和6)年度	目標値 2029(令和11)年度
歴史資料館収蔵資料のデジタル化（累計）	5,000 点	10,000 点
源氏物語ミュージアム講座等参加者数	2,588 人	2,600 人
市内の指定（登録）文化財の件数	238 件	250 件
有形文化財（建造物・美術工芸品）としての価値を失ったものの件数	0 件	0 件
市民への情報発信及び啓発活動に係る事業の件数（直近4か年の累計）	23 件	25 件
重要文化的景観に係る家屋の修理修景事業の実施件数（累計）	31 件	36 件

## 第4章 計画の推進

### ① 的確な情報の発信と家庭・学校・地域との連携

教育施策の推進にあたっては、家庭・学校・地域（団体・大学・企業を含む）がそれぞれの役割を果たし、相互の協力と連携することが不可欠です。

そのため、教育委員会は、学校教育と社会教育のつながりを強化し、組織的・一体的な取組を進めるとともに、各施策の意義や目的、進捗状況などの情報発信を積極的に実施し、家庭・学校・地域との連携を図ります。

### ② 計画の推進

教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。また、国・京都府をはじめ、庁外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見をいかした、より質の高い教育施策に努めます。

教育委員会において、本計画の進捗状況について、毎年度点検・評価し、施策の効果・成果、課題の検証を行い、計画の目標を達成するため必要な対策を講じます。

なお、特段の事由がある場合には計画期間の途中に見直しを行います。